

第7回 (仮称) 対馬市市民基本条例検討委員会 ワーキング部会資料2



●地域との意見交換について

●条例名募集について

平成23年6月17日(金)

前文

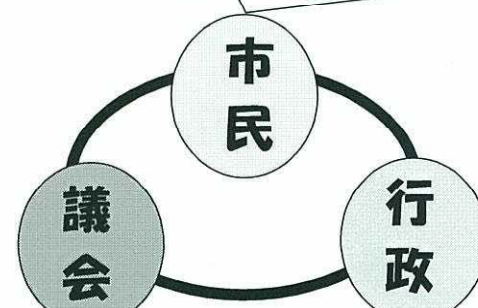
- ## 第1章 総則（第1条～第3条）

- この条例は、本市のまちづくりの基本的事項を定めるものであり、その趣旨を最大限尊重し、他の条例や規則等の制定改廃などを行うときは、この条例との整合を図らなければならない。

第2章 まちづくりの基本理念及び基本原則(第4条～第5条)

- 市民、議会及び行政は、情報の共有、市民参画、協働の三原則をまちづくりの基本原則として、まちづくりに取り組むものとする。

- 市政に参加する権利、市政に関する情報を知る権利、行政サービスを受ける権利を有する。
- 20歳未満の市民（子ども）はそれぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。
- まちづくりの主体として、市政・まちづくりに積極的に関与し、自らまちづくりに取り組まなければならない。
- 市民は、市が提供する行政サービスを受けるに当たって、応分の負担を負わなければならない。



- 市長は、刈馬市の代表者として、市民の信託に応え、毎年市政の基本方針を明らかにし、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。
 - 職員は、市民全体の奉仕者として、法令、条例、規則等を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。
- 市政の意思決定機関であり、市政運営の監視、政策立案及び市政への提言を行う。
- 市民に開かれた議会運営を行い、地域の課題及び市民の意見を把握し、総合的な視点に立って調査研究を行うとともに市民の意見を市政に反映させるよう努める。

市民、議会及び行政が一体となって、地域コミュニティがまちづくりの担い手であることを認識し、これを守り育てるものとする。

第4章 市政運営（第13条～第20条）

- ◆効率的な市政運営：第13条
行政は市民満足度の高い、効率的で効果的な市政運営に努める。
- ◆組織体制：第14条
行政は、能率的で効果的な市政運営に対応するよう、柔軟で機動性のある組織体制を整備しなければならない。
- ◆総合計画：第15条
行政は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、幅広い市民の声を反映し、総合計画を策定しなければならない。
- ◆健全な財政運営：第16条
行政は、将来にわたって財政の健全化を確保するため、中長期の財政計画を策定し、予算および決算、その他の財政状況について市民にわかりやすく公表しなければならない。
- ◆行政評価：第17条 【対馬市事務事業評価委員会設置要綱】
行政は質の高い行政運営及び市民の視点に立った成果重視の行政への転換を図るため、行政評価を実施し、その結果については市民に分かりやすく公表するとともに施策、事業に反映しなければならない。
- ◆個人情報の保護：第18条 【対馬市個人情報保護条例】
議会及び行政は、本市の保有する個人情報を適正に管理しなければならない。
- ◆行政手続：第19条 【対馬市行政手続条例】
行政は、市民の権利と利益の保護に資するため、対馬市行政手続条例に基づき、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図る。
- ◆危機管理：第20条
市民の身体、生命及び財産を守り、安全・安心に生活できるよう、市民関係団体等と連携・協力を図りながら、危機管理体制を整備する。

第5章 情報共有、参画及び協働（第21条～第23条）

- ◆情報の共有：第21条
行政は市政に関する情報等を市民に分かりやすく提供し、市民との情報の共有に努める。
- ◆情報公開：第22条 【対馬市情報公開条例】
対馬市情報公開条例に基づき、市の保有する情報は原則、公開しなければならない。
- ◆説明責任等：第23条
行政は政策等の実施にあたり市民に分かりやすく説明するとともに、市民の市政に対する意見等に対しては、事実関係を調査し、誠実に対応しなければならない。

第5章 情報共有、参画及び協働（第24条～第28条）

- ◆パブリックコメント：第24条
行政は市の基本的な政策等の策定に当たっては、市民に必要な情報を公開し、意見を求めるとともに、これを考慮して意思決定を行わなければならない。
- ◆審議会等の参加：第25条
市政に対し、市民の意見反映を行うため、審議会等の委員には、一般公募による委員選任に努める。
- ◆市民参画：第26条
市民は、積極的に地域のまちづくりに取り組むものとし、議会及び行政は、参画しやすい環境を整備しなければならない。
- ◆協働：第27条
市民、議会及び行政は、互いに対等の関係で目的と情報を共有し、相互理解と連携協力のもと、まちづくりに取り組まなければならない。
- ◆男女共同参画：第28条
市民、議会及び行政は、男女が平等にまちづくりに参画できるよう努めなければならない。

第6章 住民投票（第29条）

- ◆市民、議会議員及び市長は、市政に関する重要事項について、市民の意思を直接確認するために、住民投票の実施を請求又は発議することができる。
- ◆市長は、前項の住民投票の請求又は発議があったときは、投票の目的、投票者の資格その他住民投票の実施に必要な事項を、それぞれの事案に応じて別に条例で定めることにより、住民投票を実施することができる。
- ◆市民、議会及び市長は住民投票の結果を尊重しなければならない。

第7章 対馬らしさの追求（第30条）

- ◆市民、議会及び行政は、対馬の特色を生かしたまちづくりを推進する。

第8章 条例の検証及び見直し（第31条～第32条）

- ◆この条例の趣旨に照らして、各項目の状況を把握、検証するために（仮称）対馬市民基本条例推進審議会を置く。（条例の検証：第31条）
- ◆この条例の施行の日から4年を超えない範囲で、この条例の規定を再検討し、その結果に基づいて条例の見直しなどの必要な措置を講ずるものとする。

地域との意見交換について

(地域との意見交換の基本的考え方)

地域との意見交換については、(仮称)対馬市市民基本条例検討委員会が主体的に実施することとし、意見交換における市民の参画については、ワーキング部会及び事務局において対応するものとする。

地域との意見交換会実施スケジュール

H23.7 中旬	対馬市報(7月号)に掲載
H23.7 下旬	各種団体、委員等への案内先とりまとめ
H23.8 初旬	各種団体、委員等への案内文書送付
H23.8 中旬	対馬市報(8月号)に掲載
H23.8.24~ H23.9.6	地域との意見交換実施(6回)
H23.9中旬	地域との意見交換内容検討 第8回ワーキング部会
H23.9中旬	地域との意見交換を踏まえた答申する 条例(案)の決定 第9回検討委員会

地域との意見交換会開催概要

(開催方法)

各町単位(6回)で地域との意見交換を実施することとし、市民はもちろん、各種委員、団体等への呼びかけを行い、幅広い参画を求め、多くの市民の意見を聴取する。

(開催日程・場所)

①平成23年8月24日(水)

- ・上県町(上県地区公民館) 13時30分~15時
- ・上対馬町(上対馬総合センター) 19時30分~21時

②平成23年8月30日(火)

- ・峰町(峰地区公民館) 13時30分~15時
- ・豊玉町(豊玉文化会館) 19時30分~21時

③平成23年9月5日(月)

- ・美津島町(対馬市商工会美津島支所会議室)
13時30分~15時
- ・厳原町(対馬市交流センター) 19時30分~21時

(意見交換の内容)

- ・この条例制定の必要性
(対馬市の憲法、今後のまちづくりのあり方等)
- ・条例(案)の概要説明
- ・条例案に対する意見交換
- ・アンケートの実施

(市民への呼びかけ)・・各会場30名~50名程度を想定

- ・各種団体、委員、区長等への案内
→各部局より、呼びかけを実施すべき各種団体等の把握。
- ・対馬市報7月号による周知
- ・CATV、対馬HP等による開催案内

(その他)

- ・条例(案)の市民にわかりやすいパンフレット作成。
- ・アンケート内容の検討及び作成 等

条例名募集について

(条例名募集の基本的考え方)

条例名募集については、幅広い市民からの公募が可能となるような募集方法及び体制をとるものとし、下記の要領で実施する。

(募集期間)

平成23年7月20日(水)～平成23年9月5日(月)まで
※地域との意見交換会時にも募集を行うものとする。

(募集内容)

・所定の用紙により「条例名」と「その理由」を公募する。

(応募先窓口)

・対馬市役所地域再生推進本部
・各地域活性化センター
※各窓口への提出及び郵送、メールによる応募とする。

(周知方法)

・対馬市報7月号
・CATV、対馬HP等に掲載
・中学校、高校への募集案内

(その他)

・採用された条例名の応募者については、対馬市報に公表する。

条例名募集実施スケジュール

H23.7 中旬

対馬市報(7月号)に掲載

H23.7 中旬

中学校、高校へ募集案内先送付

H23.9中旬

応募された条例名の審査に向けた整理

第8回ワーキング部会

H23.9中旬

応募された条例名の審査及び決定

第9回検討委員会

H23.9中旬

市長へ条例名を付して条例案を答申